# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	予防接種に関する事務

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊島区は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

豊島区長

### 公表日

令和6年8月30日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	・予防接種法に基づく、対象者への通知、予診票の発行、接種記録の作成・保存 (新型コロナウイルス予防接種事務に関する概要) ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の 交付を行う。
③システムの名称	①総合保健福祉システム(高齢障害者福祉) ②システム共通基盤(団体内統合宛名) ③中間サーバー ④新型コロナウイルスワクチン接種記録システム(VRS) ⑤健康管理システム
2. 特定個人情報ファイル	·名
予防接種台帳、予防接種関連	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表 14の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条 ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワーク	
①実施の有無	<ul><li>(選択肢&gt;</li><li>(選択肢&gt;</li><li>(主) 実施する</li><li>(主) 実施しない</li><li>(3) 未定</li></ul>
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づ 〈利用特定個人情報の提供に関する命令 第二条表25、26、28 第二十七条、二十八条、三十条 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づ 〈利用特定個人情報の提供に関する命令 第二条表25、27、28、29(税) 第二十七条、二十九条、三十条、三十一条(税)
5. 評価実施機関における	5担当 <b>部署</b>
①部署	健康部 保健予防課、健康部 長崎健康相談所
②所属長の役職名	保健予防課長、長崎健康相談所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	·訂正·利用停止請求
請求先	政策経営部 区民相談課 行政情報グループ 〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ
連絡先	〒170-0013 東京都豊島区東池袋4-42-16 健康部 保健予防課 予防接種グループ TeL03-4566-4115 〒171-0051 東京都豊島区長崎3-6-24 健康部 長崎健康相談所 管理・事業グループ TeL03-3957-1191

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 对象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 10万人以上30万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和6	年4月1日 時点					
2. 取扱者	数							
特定個人情	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満		
	いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点						
3. 重大事i	3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

## Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

# Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評	価書の種類					
<選択肢>							
2. 特定個人情報の入手(	情報提供	<del>其ネットワークシス・</del>	テムを通じ	た入手を関	<b>計く。</b> )		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付け が行われるリスクへの対策は 十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され	_	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱し	<b>いの委託</b>				[ ]	委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
5. 特定個人情報の提供・移転	妘(委託ヤ	で情報提供ネットワー	-クシステム	を通じた提供	供を除く。)	[ ]	提供・移転しない
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
6. 情報提供ネットワークシ	ステム。	との接続		[ ]接	続しない(入手)		接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され	_	
7. 特定個人情報の保管・	消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
8. 監査					27 MUNICIO	w	
実施の有無	[0]	自己点検	[0]	内部監査	[ ]	外部監査	<u> </u>
9. 従業者に対する教育・							
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分に行って 3) 十分に行って	いる	いる

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 5 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長	健康推進課長 尾本由美子、長崎健康相談所長 原田美江子	健康推進課長 石丸雄二、長崎健康相談所長荒井和子	事後	人事異動による
	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	政策経営部 広報課 行政情報グループ 〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1	政策経営部 区民相談課 行政情報グループ 〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1	事後	組織改正による
	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-20-9 池袋保健所健康推進課健康係 TeL03-3987- 4172 〒171-0051 東京都豊島区長崎3-6-24 池袋保健所長崎健康相談所健康係 TeL03- 3957-1191	〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-20-9 池袋保健所健康推進課管理・事業グループ TE.03-3987-4172 〒171-0051 東京都豊島区長崎3-6-24 池袋保健所長崎健康相談所管理・事業グループ TEL03-3957-1191	事後	組織改正による
平成28年5月18日	II しきい値判断項目 1対象 人数	平成27年3月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成28年5月18日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱 者項目	平成27年3月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成28年12月27日	I 関連情報 3個人番号の利 用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一10項	番号法第9条第1項、別表第一10項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令第10条	事後	
平成28年12月27日	I 関連情報 4情報提供ネット ワークシステムによる情報連 携 ①実施の有無		実施する	事前	
平成28年12月27日	I 関連情報 4情報提供ネット ワークシステムによる情報連 携 ①法令上の根拠		【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号別表第二 16-2 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号別表第二 16-2、17、18、 19 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第13、13-2条	事前	
		①総合保健福祉システム(健康管理・高齢障害者福祉) ②システム共通基盤(団体内統合宛名)	①総合保健福祉システム(高齢障害者福祉) ②システム共通基盤(団体内統合宛名) ③中間サーバー	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月27日	I 関連情報 2.特定個人情報 ファイル名	高齢者インフルエンザ予防接種対象者ファイル(総合保健福祉システム)、高齢者肺炎球菌対象者ファイル(総合保健福祉システム)、子宮頸がん予防ワクチン対象者ファイル、定期予防接種(一類)対象者ファイル(総合保健福祉システム)、ヒブワクチン対象者ファイル、小児用肺炎球菌ワクチン対象者ファイル、みずぼうそうワクチン対象者ファイル(総合保健福祉システム)、おたふくかぜワクチン対象者ファイル(総合保健福祉システム)、B型肝炎ワクチン対象者ファイル(総合保健福祉システム)	定期予防接種対象者ファイル(総合保健福祉システム)	事後	
平成29年5月31日	Ⅱしきい値判断項目 1対象 人数	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年5月31日	IIしきい値判断項目 2取扱 者項目	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年7月3日	I 関連情報 5 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長の役職名	健康推進課長 石丸雄二、長崎健康相談所長 荒井和子	健康推進課長、長崎健康相談所長	事後	評価書様式変更による
平成30年7月3日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-20-9 池袋保健所健康推進課管理・事業グループ TE.03-3987-4172 〒171-0051 東京都豊島区長崎3-6-24 池袋保健所長崎健康相談所管理・事業グループ TEL03-3957-1191	〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-20-9 池袋保健所健康推進課管理・事業グループ TE.03-3987-4172 〒171-0051 東京都豊島区長崎3-6-24(※〒 171-0051 長崎2-27-18 1階に仮移転中) 池袋保健所長崎健康相談所管理・事業グルー プ TE.03-3957-1191	事後	一部移転による
平成30年7月3日	Ⅱしきい値判断項目 1対象 人数	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年7月3日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱 者項目	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和1年6月25日	II しきい値判断項目 1対象 人数	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月25日	IIしきい値判断項目 2取扱 者項目	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和2年1月7日	Ⅱしきい値判断項目 1対象 人数	平成31年4月1日 時点	令和元年9月1日 時点	事後	
令和2年1月7日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱 者項目	平成31年4月1日 時点	令和元年9月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年1月7日	IIしきい値判断項目 3重大 事故	発生なし	発生あり	事後	
令和2年1月7日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-20-9 池袋保健所健康推進課管理・事業グループ IE.03-3987-4172 〒171-0051 東京都豊島区長崎3-6-24 (※〒171-0051 長崎2-27-18 1階に仮移転中) 池袋保健所長崎健康相談所管理・事業グループ IE.03-3957-1191	〒170-0013 東京都豊島区東池袋4-42-16 池袋保健所 健康推進課 管理・事業グループ TEL03-3987-4172 〒171-0051 東京都豊島区長崎3-6-24 (※〒171-0051 長崎2-27-18 1階に仮移転中) 池袋保健所 長崎健康相談所 管理・事業グループ TEL03-3957-1191	事後	一部移転による
令和2年1月7日	Ⅳ-1. 提出する特定個人情 報保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	
令和2年11月4日	II しきい値判断項目 1対象 人数	令和元年9月1日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	
令和2年11月4日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱 者項目	令和元年9月1日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	
令和2年11月4日	IIしきい値判断項目 3重大 事故	発生あり	発生なし	事後	
令和2年11月4日	IV-1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書	事後	
令和2年12月25日	Ⅱ1対象人数	1万人以上10万人未満	10万人以上30万人未満	事後	法改正による
令和2年12月25日	Ⅰ 2特定個人情報ファイル名	定期予防接種対象者ファイル(総合保健福祉システム)	予防接種台帳	事後	法改正による
令和2年12月25日	I 3個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一10項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令第10条	番号法第9条第1項、別表第一 10の項 93の2 の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令第10条 67条の2	事後	法改正による
令和2年12月25日	I 4情報提供ネットワーク システムによる情報連携	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号別表第二 16-2 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号別表第二 16-2、17、18、19 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第13、13-2条	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号別表第二 16の2、115の2 の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号別表第二 16の2、17、18、 19、115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第13、13-2条	事後	法改正による
令和3年9月17日	Ⅱ 1対象人数	10万人以上30万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和3年9月17日	Ⅱしきい値判断項目 1対象 人数	令和2年12月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月17日	IIしきい値判断項目 2取扱 者項目	令和2年12月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年9月17日	I -4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携② 法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号別表第二 16の2、115の2 の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号別表第二 16の2、17、18、 19、115の2の項	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号別表第二 16の2、115の2 の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号別表第二 16の2、17、18、 19、115の2の項	事後	
令和3年9月17日	IV-1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書	事後	
令和4年8月17日	II しきい値判断項目 1対象 人数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点		
令和4年8月17日	IIしきい値判断項目 2取扱 者項目	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点		
令和5年7月20日	I 関連情報 1 ③システムの 名称	①総合保健福祉システム(高齢障害者福祉) ②システム共通基盤(団体内統合宛名) ③中間サーバー ④新型コロナウイルスワクチン接種記録システム(VRS)	①総合保健福祉システム(高齢障害者福祉) ②システム共通基盤(団体内統合宛名) ③中間サーバー ④新型コロナウイルスワクチン接種記録システム(VRS) ⑤健康管理システム	事後	
令和5年7月20日	I 関連情報 5 評価実施機 関における担当部署 ①部署	池袋保健所 健康推進課、池袋保健所 長崎健康相談所	池袋保健所 保健予防課、池袋保健所 長崎健康相談所	事後	組織改正による
令和5年7月20日	I 関連情報 5 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長の役職名	健康推進課長、長崎健康相談所長、新型コロ ナウイルスワクチン接種接種担当課長	保健予防課長、長崎健康相談所長、新型コロナウイルスワクチン接種接種担当課長	事後	組織改正による
令和5年7月20日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	〒170-0013 東京都豊島区東池袋4-42-16 池袋保健所 健康推進課 管理・事業グループ ៤03-3987-4172 〒171-0051 東京都豊島区長崎3-6-24(※〒 171-0051 長崎2-27-18 1階に仮移転中) 池袋保健所 長崎健康相談所 管理・事業グ ループ ៤03-3957-1191	〒170-0013 東京都豊島区東池袋4-42-16 池袋保健所 保健予防課 予防対策グループ 匠03-4566-4115 〒171-0051 東京都豊島区長崎3-6-24 池袋保健所 長崎健康相談所 管理・事業グ ループ 匠03-3957-1191	事後	組織改正による移転による
令和5年7月20日	Ⅱしきい値判断項目 1対象 人数	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年7月20日	IIしきい値判断項目 2取扱 者項目	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月30日	I 関連情報 1特定個人情報 ファイルを取り扱う事務	・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他区市町村へ接種記録の照会・提供を行う。	削除	事後	
令和6年8月30日	I 関連情報 3個人番号の利 用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第一 10の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令第10条 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感 染症対策に係る予防接種事務におけるワクチ ン接種記録システムを用いた情報提供・照会の み) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	・番号法第9条第1項、別表 14の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定め る命令第10条 ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	法改正による
	I 関連情報 4情報提供ネット ワークシステムによる情報提 供 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号別表第二 16の2、16の3 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号別表第二 16の2、17、18、19 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第13、13-2条	【情報提供の根拠】番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条表25、26、28第二十七条、二十八条、三十条 【情報照会の根拠】番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条表25、27、28、29(税)第二十七条、二十九条、三十条、三十条(税)	事後	
令和6年8月30日	I 関連情報 5 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長の役職名	①池袋保健所 保健予防課、池袋保健所 長崎健康相談所 ②保健予防課長、長崎健康相談所長、新型コロナウイルスワクチン接種接種担当課長	①健康部 保健予防課、健康部 長崎健康相談所 ②保健予防課長、長崎健康相談所長	事後	
令和6年8月30日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	TEL03-4566-4115 〒171-0051 東京都豊島区長崎3-6-24	〒170-0013 東京都豊島区東池袋4-42-16 健康部 保健予防課 予防接種グループ TEL03- 4566-4115 〒171-0051 東京都豊島区長崎3-6-24 健康部 長崎健康相談所 管理・事業グループ TEL03-3957-1191	事後	
令和6年8月30日	Ⅱしきい値判断項目 1対象 人数	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年8月30日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱 者項目	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明